

「国と地方の役割分担」について

1 地方自治法の定める「国と地方の役割分担」の概観

- 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ（地方自治法（以下「法」という。） § 1-2①）、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する（法 § 2②）。
- 上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにならなければならないとされている（法 § 1-2②）。
 - ・ 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。（※ 国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示）

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
 - ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
 - ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施
 - ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる。

- ※ 都道府県と市町村の役割分担
 - 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められる事務を処理することとされている（法 § 2⑤）。
 - 市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理することとされている（法 § 2③）。
- また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにならなければならないとされている（法 § 1-2②）。
- これらの法の規定は、地方公共団体に関する制度や施策及び運営の根幹が法律等で定められる場合において、
 - ① 国が地方公共団体に関する制度の企画立案を行う際の立法基準として、
 - ② また、地方公共団体に配分された事務の処理に際して法令の解釈・運用基準として、それぞれ機能することが期待されており、国はこれらの制約に服することとなる（2及び3で詳述）。

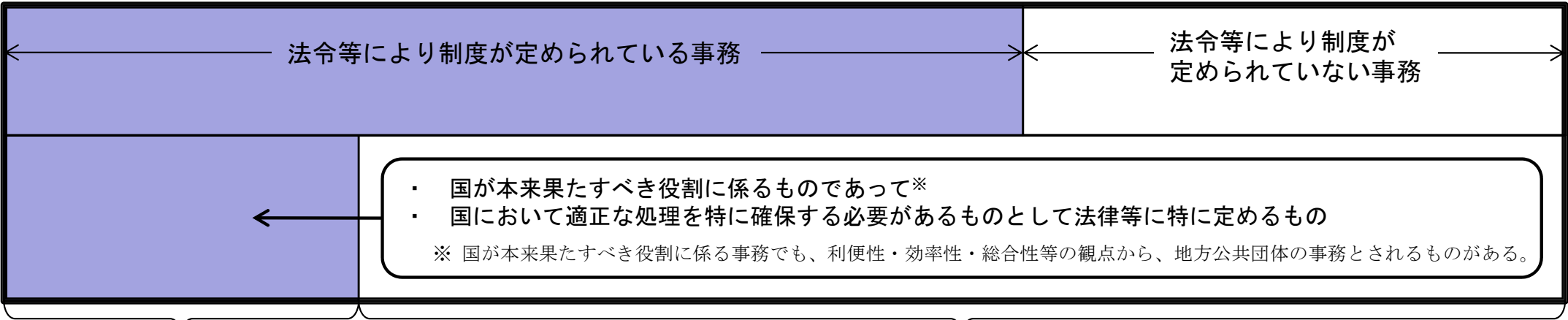
2 地方公共団体の事務に関する制度の企画立案段階

○ 国は、地方公共団体の事務に関する制度の企画立案を行うことができる。
この場合における国の立法基準として、地方自治法は下記の枠囲みのような事項を定めている。

- ※ 地方自治法等は、次の2つの側面に着目して、立法基準を定めている。
 - ① 法律又はこれに基づく政令・省令・告示等で、地方公共団体に関する制度を企画立案しようとする場合
 - ② ある事務について、国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律等に特に定めようとする場合（＝法定受託事務にしようとする場合）

国は、地方公共団体に関する制度の策定に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない（法§1-2②）

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない（法§2⑪）



法定受託事務

自治事務

法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、…地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする（地方分権推進一括法附則§250）

○ なお、地方公共団体の事務処理に関する国の関与については、法律又はこれに基づく政令で定めなければならない、また、地方自治法が定める下記の枠囲みのような立法基準に則さなければならない。

【国の地方公共団体に対する関与の基本原則】 ※ は地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与

	自治事務	法定受託事務
助言・勧告	○	○
資料の提出の要求	○	○
是正の要求	○	○
同意	特定の場合以外設けない※1	○
許可・認可・承認	特定の場合以外設けない※1	○
指示	特定の場合以外設けない※1	○（是正の指示）
代執行	原則として設けない※2	○
協議	特定の場合以外設けない※1	特定の場合以外設けない※1
その他の関与	原則として設けない※2	原則として設けない※2

国は、普通地方公共団体が国の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない（法§245-3①）

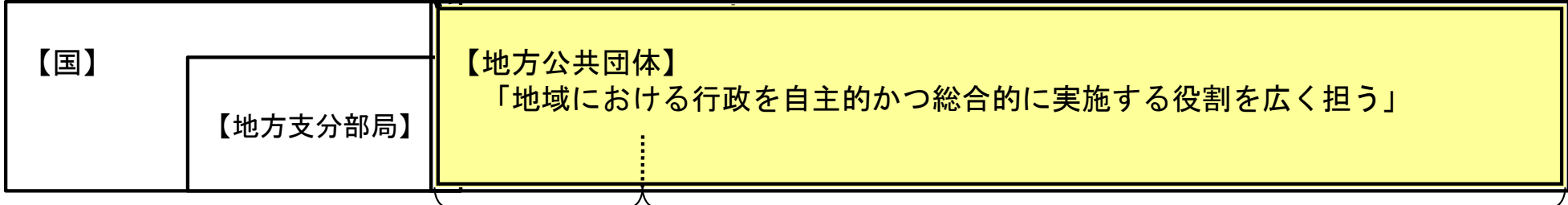
※1 「特定の場合以外設けない」
 （例えば「協議」については、）国は、国又は都道府県の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体が、「協議」を要することとすることのないようにしなければならない（法§245-3③）

※2 「原則として設けない」
 国は、できる限り、普通地方公共団体が、次の関与を受け、又は要することとすることのないようにしなければならない（法§245-3②）
 ① 自治事務の処理に関しては「代執行」「その他の関与」
 ② 法定受託事務の処理に関しては「その他の関与」

3 事務の執行段階

- 国は、地方公共団体における事務の執行に関して法令や施策を解釈・運用する際には、地方自治法に定める下記の枠囲みのような事項を解釈・運用基準としなければならない。
また、国が地方公共団体に関する関与を行うに当たっても、同様の基準に則さなければならない。

【国】
「国が本来果たすべき役割を重点的に担う」



法令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じた当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない（法§2⑬）

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない（法§2⑫）